

# 第20回 農業委員会総会議事録

平成28年2月25日開会

中標津町農業委員会

平成28年2月25日、第20回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	和泉光広
2番	後藤田宏幸
3番	高橋正一
4番	赤波江信二
6番	國光達男
7番	小林亨
8番	飯島浩
9番	中村正生
10番	笠原康博
11番	氏家康夫
12番	杉本公也
13番	本田信幸
14番	本田芳明
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

5番	佐野弥奈美
----	-------

## 付議した案件

- (イ) 議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第94号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第95号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第96号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 議案第97号 平成28年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
- (ト) 議案第98号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)について
- (チ) 議案第99号 中標津町農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について
- (リ) 議案第100号 中標津町農業委員会地区推進班規則の一部を改正する規則制定について
- (ヌ) 議案第101号 中標津町農業委員会専門委員会規則の一部を改正する規則制定について
- (ル) 議案第102号 中標津町農業委員会事務局処務規程の一部改正について
- (ヲ) 議案第103号 中標津町農地管理台帳点検等実施規程の一部改正について
- (ワ) 報告第53号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (カ) 報告第54号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヨ) 報告第55号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (タ) 報告第56号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
- (レ) 報告第57号 農地委員会開催報告について
- (ソ) 報告第58号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

## 本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は17名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第20回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

7番、 小林 亨 委員。

8番、 飯島 浩 委員。

以上、二名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 1月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。  
2月18日に札幌市にて、北海道農業会議平成27年度第10回常任議員会議が開催され、会長が出席しております。  
以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で会務報告を終わります。  
日程3、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第53号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の86ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積49,585㎡ほか1筆、合計74,585㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年1月1日から平成30年12月31日まで。合意解約成立の日、平成28年2月10日。6、解約の理由、合意解約。  
この案件については、議案第92号(1)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を期間内解約するものです。以上報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。  
日程4、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積95,831㎡ほか25筆、利用状況、牧草畑。畑、404,156.71㎡、採草放牧地、24,847.28㎡、合計429,003.99㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は

移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年3月1日から平成38年2月28日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年11月16日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第92号(2)について説明いたします。7ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積20,570㎡ほか1筆、合計、畑52,969㎡、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,000,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、蕎麦、芋。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

申請地は〇〇氏の圃場の隣接地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」(3)について説明いたします。9ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事 高橋はるみ。

譲受人、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 小林実。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積33㎡ほか7筆、合計、畑436.91㎡、利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、地上権の移転。5、価格、無償。6、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この件につきましては、当事者両名の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。

申請地は開陽地区から俣落地区にかかる範囲となり、道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所に設定された地上権を、施設管理者変更により中標津町へ移転するものであります。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第92号(4)について説明いたします。11ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、釧路市幸町10丁目3番地、釧路財務事務所長、森幸臣。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,676㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、国有地を売り払うもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、34,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、財務省所有の号線用地を、現在〇〇が一団の畑として使用しており、売り渡しの申請をしたものです。

なお、価格につきましては、あっせん価格の上限額 80 万円より財務事務所が時点修正を行い、算出したものであります。

別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第 9 2 号(5)について説明いたします。

1 3 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、標茶町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、標茶町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 98,217 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計、畑 201,636 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地を後継者に生前一括贈与するもの。譲受人、農地の贈与を受け農業経営を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇〇〇氏が経営移譲の際、後継者に使用貸借していた農地を、生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、報告第54号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 報告第54号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。88ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成27年4月24日付、中農委4第1号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利、黒墨、土採取。5、事業計画の期間、平成27年4月27日から平成28年4月26日。6、事業完了年月日、平成27年12月31日。7、完了検査年月日、平成28年1月28日。

この完了届けにつきましては、平成28年1月22日付け届出により、平成27年12月31日に採取完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、完了報告の写真にて確認したところですが、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、報告第55号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) から(3) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 報告第55号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) から(3) について説明いたします。90ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成27年2月19日付、中農委5第7号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、農業用施設建設(畜舎・育成舎) 5、事業計画の期間、平成27年4月1日から平成27年11月30日。6、事業完了年月日、平成27年10月8日。7、完了検査年月日、平成28年1月28日。

この完了届けにつきましては、平成28年1月22日付け届出により平成27年10月8日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、完了報告の写真にて確認したところですが、現地については雪解け後に再確認する予定です。



続きまして、(2)(3)の事業完了届けにつきましては同一人の転用現場であることから、一括して説明します。91ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成27年10月22日付、中農委5第5号。3、許可地の所在、〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、法人構成員住宅建設。5、事業計画の期間、平成27年10月22日から平成28年1月31日。6、事業完了年月日、平成28年1月15日。7、完了検査年月日、平成28年1月28日。92ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成27年10月22日付、中農委5第6号。3、許可地の所在、〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、農家レストラン建設。5、事業計画の期間、平成27年10月22日から平成28年1月31日。6、事業完了年月日、平成28年1月15日。7、完了検査年月日、平成28年1月28日。この2件の完了届けにつきましては、平成28年1月22日付け届出により、平成28年1月15日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、完了報告の写真にて確認したところですが、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程7、議案第93号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第93号「農地法第5条の規定による許可申請について」

(1)について説明いたします。16ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、40,684㎡の内9,154.125㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。

4、転用の期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利4,516㎡。7、最大切深11.98m。

8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、平成27年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は

9, 145.125 m<sup>2</sup>となっております。平成27年12月22日、第1地区推進班による完了検査時に確認しており、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第93号(2)(3)について説明いたします。

なお、この2件につきましては同一人の隣接した一時転用現場であることから、一括して説明します。18ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、原野、現況、畑、面積、49,681 m<sup>2</sup>の内5,889 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由、黒墨採取のための表土堆積地として使用。4、転用の期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、0 m<sup>3</sup>。7、最大切深0m。

8、見取図につきましては、19ページのとおりとなっております。

20ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主については(1)と同一です。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、山林、現況、畑、面積、9,919 m<sup>2</sup>の内1,556.60 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由、黒墨採取のため。4、転用の期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、黒墨30,323 m<sup>3</sup>。7、最大切深11.24m。

8、見取図につきましては、21ページのとおりとなっております。

この2件の案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。

今回の申請面積は〇〇氏5,889 m<sup>2</sup>、〇〇氏7,791.60 m<sup>2</sup>、合わせて13,680.60 m<sup>2</sup>となっております。〇〇氏の申請地は、掘削は行わず、表土堆積地として利用します。〇〇氏側は前年度の隣接地を掘削する予定です。

平成27年12月30日、地区推進班による完了検査時に確認しており、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり諮問致します。  
日程8、議案第94号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第94号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。23ページをお開きください。  
1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積10,694㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積110㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。  
4、見取り図は別紙のとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
〇〇氏が離農し所有していた農地を近隣農家へあっせんするにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。  
第1地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 9、議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては（1）と、（2）から（13）の2回に分けて審議を致します。ここで、会議規則第 1 6 条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

……………（〇〇〇〇委員退席後）……………

議案第 9 5 号（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
（挙手あり） 和泉委員。

和泉委員 上程になりました、議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」（1）について説明いたします。

2 6 ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 47,789 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、新設する TMR センターの施設用地として譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け TMR センターを建設するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,154,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、農地の所有権移転により、株式会社〇〇〇〇が TMR センター施設を建設するものであります。

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日、会長、会長代理、農地委員会と第 4、5 地区推進班において現地調査、協議した結果、開発事業計画により、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地であると判断いたしました。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、（1）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第 9 5 号（1）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

..... (〇〇〇〇委員着席後) .....

〇〇〇〇委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号(2)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員

議案第95号(2)から(6)について説明いたします。

28ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有) 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積42,857㎡ほか5筆。合計、畑146,037㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年3月1日から平成30年2月28日まで。6、価格、年572,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(3)(4)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。31ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積65,554㎡ほか28筆。合計、畑423,968㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年3月1日から平成30年2月28日まで。6、価格、年546,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。34ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,118㎡ほか3筆。合計、畑99,612㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年3月1日から平成30年2月28日まで。6、価格、年396,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、一部の前借主が更新する意思がなかった事から、平成27年12月25日のあっせん会議により借主を決定し、賃貸借設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

36ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積38,948㎡の内35,000㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年3月1日から平成33年2月28日まで。6、価格、年70,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、平成27年12月25日のあっせん会議により借主を決定し、賃貸借設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。38ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、標茶町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積85,990㎡ほか1筆、合計、畑99,432㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,562,000円。6、資金調達方法、JAローン6,562,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を譲渡したい旨の申出があり、平成27年12月25日あっせん会議を開催し協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員

議案第95号(7)から(9)について説明いたします。

40ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社  
理事長 富樫秀文。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,474㎡ほか1筆。  
合計、畑49,595㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農  
地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規  
模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の  
設定、賃貸借。5、期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。6、  
価格、年48,400円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇  
人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経  
営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(8)から(9)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括  
してご説明いたします。42ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積57,238㎡ほか5筆。  
合計、畑178,450㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、  
農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し  
規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権  
の設定、賃貸借。5、期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。6、  
価格、年234,940円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇  
〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業  
経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。45ページをお開きく  
ださい。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積64,495㎡、利用状況、  
牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸す  
るもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設  
定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成  
28年2月26日から平成32年12月23日まで。6、価格、年92,860円。7、資金  
調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、  
計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得  
した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであ  
ります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第95号(10)から(13)について説明いたします。

47ページをお開きください。

(10)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,558㎡ほか1筆。  
合計、畑92,904㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農  
地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規  
模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の  
設定、賃貸借。5、期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。6、  
価格、年134,460円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇  
〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業  
経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(11)から(13)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、  
一括してご説明いたします。49ページをお開きください。

(11)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積34,025㎡ほか1筆。  
合計、畑41,986㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農  
地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規  
模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の  
設定、賃貸借。5、期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。6、  
価格、年52,020円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇  
人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業  
経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

51ページをお開きください。

(12)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積16,219㎡ほか3筆。  
合計、畑95,216㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農  
地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規



模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。6、価格、年133,880円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

53ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,463㎡ほか2筆。合計、畑47,617㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。6、価格、年70,440円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この4件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものがあります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(2)から(13)について

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程10、議案第96号「農地法第6の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第96号「農地法第6の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。56ページをお開きください。

平成27年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇2件の

提出がありました。平成28年1月20日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本件は承認されました。  
日程11、報告第56号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第56号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。94ページをお開きください。  
平成28年2月1日に受理しました、平成27年度分の報告書で、〇〇〇氏のものでございます。  
内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、要件を満たすものであります。以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
日程12、報告第57号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 櫻坂委員長

櫻坂委員長 平成28年1月28日(木)3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。  
審議内容、1、平成28年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。  
中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、平成28年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。  
協議結果、本町における平成27年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円で取り引きされた事例はありません。最も多く取り引きされた事例は、ha当り70

万円から 75 万円が全体の 25.6%、65 万円から 70 万円が 18.8%で合わせると 44.4%となっておりま

す。単価平均は、620,000 円で対前年比では 8,000 円低い価格となり、平成 23 年の 678,000 円から 4 年連続の下落となっていますが、過去 10 年間で一番低かった平成 20 年の 588,000 円よりは高い数値となっておりま

す。近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきていますが、当農業委員会の「農地あ

っせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しており

ます。本上限価格については、農業を取り巻く情勢が不透明であり、現在の農地価

格を見直す判断は大変に困難な状況となっています。今後において、その情勢が明

らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状で価格

を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響

が懸念されます。

以上検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に

農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であるとのことから、

平成 28 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行ど

おりのヘクター当たり 80 万円が適正価格であるとの意見で一致したものであり

ます。

## 2、下限面積（別段の面積）設定について。

下限面積は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定より各農業委員会で設定できること

となっていますが、併せて毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議する

こととなっていることから平成 28 年度の下限面積について協議の結果、次のとお

り結論を得ております。

協議結果、別段の面積を設定する場合、管内の営農規模が定めようとする別段の面

積未

満となる戸数が総農家戸数の 40%をく

だら

ないように配慮すること、遊休農

地が相当数存在する場合に設定することとな

っており、現在本町管内で下限面積(2

ha)未

満で営農している農家はなく、遊休農

地の解

消も進

み小面積となっていること

から平成 28 年度も別段の面積は設定する

必要

ないとの結論としたところであり

ま

す。以上、農地委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程 13、議案第 97 号「平成 28 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格につい

て」を上程いたします。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第 97 号「平成 28 年度中標津町農地移動適正化あっせん価

格について」ご説明致します。58 ページをお開きください。

平成28年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。  
1ha当り上限80万円。

この案件につきましては、報告第57号にて櫻坂農地委員長から説明がありました  
とおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致をみております。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程14、議案第98号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定  
める別段の面積（下限面積）について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第98号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委  
員会が定める別段の面積」について提案理由のご説明を申し上げます。  
60ページをお開きください。  
農林水産省が定める「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会  
は毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとさ  
れていることから、先の農地委員会により協議し結論を得、現行の下限面積2ha  
の変更は行わないものであります。  
理由といたしましては、(1)農地法施行規則第17条第1項第3号の適用によりま  
す、別段の面積未滿となる農家数の制限と(2)農地法施行規則第17条第2項第  
1項の適用によります遊休農地割合の状況を勘案し変更しないとしたものでありま  
す。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程15、議案第99号「中標津町農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第99号「中標津町農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」提案理由の説明を申しあげます。62ページをお開きください。  
農業協同組合法等の一部改正をする等の法律案が平成27年8月28日に成立し、農業委員会等に関する法律の一部改正が同年9月4日に公布されたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整備を行うため、該当する規則の一部を改正するものです。  
今回の改正の主な内容でございますが総会の成立に係る部分で規則第6条中、農業委員会等に関する法律から引用しております第24条を第31条に改めるもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。  
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程16、議案第100号「中標津町農業委員会地区推進班規則の一部を改正する規則制定について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第100号「中標津町農業委員会地区推進班規則の一部を改正する規則制定について」提案理由のご説明を申しあげます。68ページをお開きください。  
農業協同組合法等の一部改正をする等の法律が施行され、これにより農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整備を行うため、該当する規則の一部を改正するものです。  
改正の内容でございますが委員の選任、任期、所掌事務に係る部分で規則第3条中、

「第7条及び同法第12条」を「第8条」に、第4条中、「法第15条」を「法第10条」に改め、第5条第2項中「法第12条の規定による」を削るもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程17、議案第101号「中標津町農業委員会専門委員会規則の一部を改正する規則制定について」を上程致します。  
提案内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第101号「中標津町農業委員会専門委員会規則の一部を改正する規則制定について」提案理由のご説明を申し上げます。  
72ページをお開きください。  
農業協同組合法等の一部改正をする等の法律が施行され、これにより農地法の一部が改正され、農地を所有できる法人の要件が緩和されたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整備を行うため、該当する規則の一部を改正するものです。  
改正の内容でございますが所管事項に係る部分で第2条第2号中、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改めるもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程18、議案第102号「中標津町農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程制定について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第102号「中標津町農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

76ページをお開きください。

農業協同組合法等の一部改正をする等の法律が施行され、これにより農地法の一部が改正され、農地を所有できる法人の要件が緩和されたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整備を行うため、該当する規程の一部を改正するものです。改正の内容でございますが農地係の事務分掌に係る部分で第7条第2項第4号中、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改めるもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程19、議案第103号「中標津町農地台帳管理点検等実施規程の一部を改正する規程制定について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第103号「中標津町農地台帳管理点検等実施規程の一部を改正する規程制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

81ページをお開きください。

農業協同組合法等の一部改正をする等の法律が施行され、改正法の規定により農業委員会等に関する法律に規定する農業委員会の委員の公選制が廃止され、公布の日以後は、旧農業委員会法の規定にかかわらず、農業委員会委員選挙人名簿は調製しないものとされたことに伴い、規定について所要の整備を行うため、該当する規程の一部を改正するものです。

改正の内容でございますが農地台帳の定期的な点検等の実施等に係る部分で、第3条第1項を「本委員会は、農地法施行規則第102条の規定に基づき、毎年1回以上、農地台帳について固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行うものとする。」に改め、第3条第2項中「点検等は、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査の際に、」を「照合のほか、必要に応じ、」に改め、「回収を行うことで実施する。」を「回収による方法の点検等を行うことができ

る。」に改め、第3条第3項中「農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査」を「前項に規定する方法による点検等の実施」に改めるもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。  
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程20、報告第58号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 報告第58号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」事務局よりご説明申しあげます。議案の99ページをお開きください。  
農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、同法を引用する規定について所要の整備を行うため、該当する条例の一部を改正するものでございます。  
農業委員会等に関する法律の改正により、一部条項の新設とそれに伴う項ずれの修正が行われたことによる引用条項の修正をするもので、第1条中、農業委員会等に関する法律から引用しております「第29条」を「第35条」と改めるもので、中標津町議会3月定例会にて一部改正するもので、平成28年4月1日から施行するものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第20回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 14時30分)



以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年2月25日

会 長 安 田 稔

---

7 番 小 林 亨

---

8 番 飯 島 浩

---